

## 予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算

支出科目 款：商工費 項：商工費 目：工鉱業振興費

### 事業名 知的創作技術管理費（商工）

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 産業技術課 技術支援係 電話番号：058-272-1111（内3049）

E-mail：c11352@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,203千円（前年度予算額：3,267千円）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,267	0	0	0	1,911	0	0	0	1,356
要求額	3,203	0	0	0	1,847	0	0	0	1,356
決定額	3,203	0	0	0	1,847	0	0	0	1,356

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨（現状と課題）

県職員による発明を保護し、地域産業へ活用することを目的として、職務発明に関する審査、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等（以下「知的財産権」という。）の出願、登録、維持等を行う。

### (2) 事業内容

- 「岐阜県職員の職務発明等に関する規則」に基づき、県職員が職務中に発明した知的財産権（職務発明）の出願及び登録に係る事務を行う。
- 県が有する知的財産権の維持管理及び実施許諾に関する事務を行う。
- 県が有する知的財産権の活用、普及に係る事務を行う。

### (3) 県負担・補助率の考え方

知的財産権の実施許諾による財産収入を主な充当財源とし、不足額を一般財源により措置

### (4) 類似事業の有無

なし（県有知的財産権については産業技術課のみが所管。品種登録は農政課が所管）

### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	999	登録、実施・出願補償金
旅費	119	業務旅費
需用費	20	消耗品費
役務費	2,055	特許等出願・登録・維持手数料
その他	10	負担金
合計	3,203	

#### 決定額の考え方

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

**（事業目標）**

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 県職員が創造した技術を適切に保護し、その技術を財産化して経済的な価値を生み出すとともに、新たな知的創造活動につなげる知的創造サイクルを構築する。

**（目標の達成度を示す指標と実績）**

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
知的財産権実施許諾率(出願中を除く)	(H )	46% (R1)	50% (R2)	53% (R3)	90% (R5)	59%
(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

**○指標を設定することができない場合の理由**

**（これまでの取組内容と成果）**

令和2年度	<p><b>（これまでの取組内容）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産権の権利期間満了を迎えた知財の増加と、出願からの年数が浅く権利化に至っていない知財が増加しているため、県有知的財産権の実施許諾率は53%で横ばいである。</li> </ul> <p>&lt; R3.9月現在の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有知的財産権 21 件（特許権 17 件、実用新案権 1 件、商標権 1 件、著作権 2 件）</li> <li>・うち実施等許諾している知的財産権 11 件（特許権 9 件、商標権 0 件、著作権 2 件）</li> </ul> <p><b>（前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有知的財産権 11 件が県内企業に活用されており、実施許諾先の事業拡大、経営力向上に寄与している。</li> <li>・実施許諾先からの実施料は、新たな知的財産権の取得に要する経費や、権利維持費用に充当し、県の新たな知的創造活動に繋げている。</li> </ul>
-------	---

令和3年度	令和5年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価)	法的な保護が担保された知的財産（研究成果）を、県内企業に優先的に実施許諾することにより、県内企業の競争力を高め、地域産業の発展・振興に繋げており、必要性が高い。
2	
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価)	県有知的財産権の実施許諾先の開拓に取り組むとともに、許諾先がない知的財産権については処分を進めている。県内企業6社・県外企業3社で実用化（R3.9月現在）されているものの、実施許諾率は53%で横ばいであるが、それ以外の知的財産も共有者が実用化に向けて開発を継続している。
2	
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価)	出願、権利維持等の各段階において権利の必要性を精査し、権利維持する場合には、経費の減免制度を活用するなど経費削減に努めている。
1	

### (今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 権利化してから年数の経過した知的財産の処分により実施許諾件数が減少している一方、実施許諾まで至っていない新しい知的財産がある。</p>
--

### (次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

今後も、出願、権利維持等の各段階において、権利の必要性の精査及び活用促進に取り組む。